

地域型住宅ブランド化～ちょうの家 Vol. 2～2013 年度応募

1、要項

地域型住宅ブランド化事業

- ・地域材でつくる地域型住宅を参加事業者で共通ルールを決めて応募する事業です。
- ・原木供給者から施工店までのネットワーク事業者をあらかじめ構成員として申請します。
- ・補助金対象は、1社5戸以内(他のグループと併用OK) 年間50戸程度未満の事業者)
- ・金額は一戸 100万円 県産木材、木材利用ポイント等たの補助金との併用も可能

スケジュール 評価事務局へ申請期日 6月24日 月曜日必着

事務局へ参加表明：6月12日必着

事務局申請書類：～6月17日必着 最終21日東京へ発送

採択結果発表：7月下旬～8月中旬

着工：採択以降～3月末

契約や長期優良住宅認定申請は採択以前OK、

お客様にしっかり説明して早めに進めた方が有利。

- 注意点**
- ・構成員の申請は念書のみ、念書の記載は正確に。謄本は不要
 - ・後からの追加参加申請はマイナス。事前に使う会社は全部提出のこと。
 - ・団体申請は一回(昨年は2回) 採択棟数の追加はあり。ルール厳守

ちょうの家 応募

- ・長期優良住宅は工務店の大きなブランドであり、営業ツールになる
- ・地域経済との結びつきをどのようにとらえ、取り組むか。地域型としてアピール
- ・瓦、畳、建具、木工・・・一棟当たりの数字×棟で、数値化できる。
- ・木材利用ポイントとの併用の場合は、注意が必要。利用ポイントは先着順。

2、共通ルール

地域材について 兵庫県産木材：兵庫県産木材証明制度
周辺圏材(奈良：奈良県地域材認証制度 奈良県産材証明制度
三重：「三重の木」認証制度
広島：広島県産材産地証明制度 その他
一次材(土台、梁、桁)：50%以上 二次部材：60%以上
通柱は4寸角

規格、性能・・・長期優良住宅認定

- ・**環境** 省エネ等級4 自立循環型住宅への設計ガイドライン
兵庫県が基準を決めた兵庫県環境配慮型住宅(添付資料)とする
- ・**耐震基準**・・・耐震等級2

積算に関して 商談時から最終決定事項の情報提供「お客様打ち合わせコード」義務
見積書、契約書 コピー提出 見積もり参考図添付

地域建材について 和式瓦は兵庫県産瓦とする。但し、積雪地域などの寒冷地は除く

施工ルール 地盤調査報告書 地盤改良した場合は改良報告書と保証書添付

<p>研修</p> <p>普及広報</p> <p>維持管理</p> <p>その他ルール</p>	<p>研修参加対象者は経営者及び設計者、現場責任者、営業等全員参加国(実施機関は県) が実施する省エネ技術講習会出席 義務</p> <p>長期優良住宅座学研修 2 回以上参加義務</p> <p>ちょうの家現場構造研修 1 回以上参加義務</p> <p>消費者向け ちょうの家 構造見学会 1 回以上開催義務</p> <p>” ” ” 完成見学会 1 回以上開催義務</p> <p>現場にて共通のぼり(昨年作成) 活用義務化</p> <p>啓発冊子「工務店とつくるちょうの家」配布</p> <p>H P 協働活用</p> <p>共通パンフレット 発行 (A5 8 P 予定)</p> <p>登録住宅いえかるて 義務 点検登録店に登録義務</p> <p>工務店とお客様間の補助金の受け渡しの合意書の写しを添付</p>
--	---

4、費用について (補助金対象物件が確定した段階)

ブランド化住宅の分担金 参加費：1 社 30,000 円
1 戸 20,000 円

- 分担金の用途
- ・ 告知チラシ、パンフレットの制作費
 - ・ H P 掲載費
 - ・ 申請・報告事務一式費用(事務費、通信 消耗品費)

資料

兵庫県産木材他融資制度

兵庫県環境配慮型住宅とは

不要なエネルギー消費を削減し、有害化学物質等による人体への健康影響を低減する「環境にやさしい住宅づくり」を支援するために設けた基準です。

①地球環境の保全 ②居住環境の健康・快適性 ③周辺環境との親和性 の3区分があり、融資対象は、次表のとおり各区分ごとに、1項目以上を選択し、合計3項目以上を満たすことが条件です。

区分	項目	内 容
① 地球環境の保全	1> 温熱環境に関すること	年間冷暖房負荷の低減のために、ペアガラス、外断熱等の断熱構造や断熱材の増厚等が行われている「省エネルギー対策等級」 ^{※1} が3以上の住宅
	2> 高効率設備機器	エコキュート、エコウィル、ペレットストーブ、薪ストーブ、蓄熱式暖房機、太陽熱温水器等省エネルギー及び自然エネルギー型の暖・冷房設備や給湯設備等を設置した住宅
② 居住環境の健康・快適性	3> 空気環境に関すること	無鉛材や特定建材(化学物質の発散が少ないVOCs相当のJAS製品)等を使った「ホルムアルデヒド発散等級」 ^{※1} が2以上のシックハウス対策住宅
	4> 構造の安定に関すること	住宅の長寿命化で解体廃棄の減少につながるよう柱を太くしたり、金物や合板・断突等で壁を補強した「耐震等級」 ^{※2} が2以上の安全安心な住宅
③ 周辺環境との親和性	5> 太陽エネルギーの利用	国の太陽光発電導入支援対策補助金受給が可能な太陽光発電設備の設置された住宅
	6> 環境共生に関すること	グラス/パーキング等の十分な緑化や雨水利用装置等雨水の有効利用等が行われている住宅

※1 住宅性能表示制度による住宅性能の等級付けです。省エネルギー対策等級、ホルムアルデヒド発散等級、耐震等級の証明に設計住宅性能評価書(写)が必要ですが、省エネルギー対策等級、耐震等級については、認定省エネルギー住宅の証明でも可。
※2 項目2,5,6については、設置する機器の商品名や性能特徴のわかるカタログ、見積書、位置図の写が必要ですが、